

## 審査基準及び標準処理期間個表

担当課 総務課情報公開室

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
・個人情報の保護に関する法律 ・大分市個人情報の保護に関する法律施行条例	保有個人情報の利用停止請求 に対する決定	令和5年4月1日
<p>1 根拠条項</p> <p>個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。） （利用停止請求権）</p> <p>第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると 思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政 機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保 有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」と いう。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限り でない。</p> <p>(1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反し て取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、 又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人 情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されている とき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第1 27条において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（保有個人情報の利用停止義務）</p> <p>第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請 求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人 情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有 個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止を することにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事 務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、こ の限りでない。</p>		

## 大分市個人情報の保護に関する法律施行条例

### (利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から29日以内になければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### (利用停止決定等の期限の特例)

第10条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

## 2 関係条項

### (個人情報の保有の制限等)

法第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

### 3 (略)

### (不適正な利用の禁止)

法第63条 行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

### (適正な取得)

法第64条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

### (利用及び提供の制限)

法第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のため

に保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3、4 (略)

(外国にある第三者への提供の制限)

法第71条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第16条第3項に規定する個人データの取扱いについて前章第2節の規定により同条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2、3 (略)

3 審査基準

利用停止請求をすることができる者は、法第98条第1項及び第2項に規定する者とする。

実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報について調査し、当該保有個人情報における法第98条第1項各号に規定する事由への該当性により、当該利用停止請求に理

由があるかどうかを審査する。

調査の結果、保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合を除き、当該保有個人情報が法第98条第1項各号に規定する事由に該当することが判明し、利用停止請求に理由があると実施機関が認めるときは、法第100条の規定により、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をし、法第101条第1項の規定に基づき、利用停止決定を行う。

また、調査の結果、保有個人情報が法第98条第1項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、利用停止請求に理由があると認められないとき又は法第98条第1項各号に規定する事由に該当するかどうか判明せず、利用停止請求に理由があるかどうか明らかでないとき実施機関が判断するときは、法第101条第2項の規定に基づき、不利用停止決定を行う。

#### 4 標準処理期間

利用停止請求があった日から29日以内（利用停止請求書の補正のために要した日数を除く。）

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、上記期間を30日以内に限り延長することができる。

さらに、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、上記の59日以内にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をするものとする。